

国際交流団体等活動活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団は、国際交流団体等が行う多様な文化・スポーツ交流事業又は県民と在住外国人との交流支援事業等(以下「国際交流事業等」という)を促進する事を目的として、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象(以下「補助事業者」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 県内の国際交流団体等でその構成人員が20名以上(県内在住外国人で構成する場合は10名以上)のもの
- (2) 理事長が特に認めたもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、国際交流事業等に要する経費とする。

ただし、国際交流団体等の経常的人件費、事業に伴う飲食に要する経費は対象としない。

(補助限度額)

第4条 補助事業者に交付する補助金は、10,000円に補助事業者の構成人員を乗じて得た額とする。理事長が特に認める場合を除き、予算の範囲内に置いて、1団体あたり300,000円を限度とする。

2 第2条第1項第2号により理事長が特に認めた補助事業者で構成員が規定の人数に達していない場合は、前項で算出した補助対象額の1/2を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、国際交流事業等の実施の14日前までに国際交流団体等活動活性化事業補助金交付申請書(第1号様式)に参加者名簿を添えて理事長に申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 営利を目的とした事業をしないこと。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けること。
- (5) その他この要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、補助金の交付申請があったときは、事業の目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その旨を国際交流団体等活動活性化事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、国際交流団体等活動活性化事業実施の日の前日までは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、国際交流団体等活動活性化事業を3月15日までに完了し、完了日から起算して7日以内に、国際交流団体等活動活性化事業補助金実績報告書(第3号様式)及び事業(国際交流事業等)実績書(第4号様式)に国際交流事業等が確認できる資料を添えて理事長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、国際交流団体等活動活性化事業補助金の額の確定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 理事長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合又は不正な申請を行ったと認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の確定通知を受けた補助事業者は、ただちに国際交流団体等活動活性化事業補助金請求書(第6号様式)を理事長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月28日から適用する。本補助要項が適用される以前に、既存の補助要項により交付決定を受けた者については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

第1号様式(第5条関係)

国際交流団体等活動活性化事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 佐藤 禎一 殿

申請者 住 所
団体名
代表者名 印
(電話 - -)

下記のとおり国際交流団体等活動活性化事業補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 国際交流事業等内容

(1) 趣旨・目的

.....

(2) 国際交流事業等の期間(事業期間)

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(3) 補助事業者の構成人員 _____ 人

(4) 交流事業内容〔地域住民とのスポーツ交流〕

〔参加人員見込み〕 概ね _____ 人

〔内容:(具体的に)〕

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 添付書類

- ・参加者名簿(氏名、住所、学生等の場合は学校名)
- ・経費の積算書
- ・事業内容の分かる資料 等

第2号様式(第7条関係)

国際交流団体等活動活性化事業補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

殿

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 佐藤 禎一 印

平成 年 月 日付けで交付申請のあった国際交流団体等活動活性化事業補助金 円については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 交流事業を中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- (3) 交流事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出し、その指示を受けること。
- (4) その他国際交流団体等活動活性化事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

第3号様式(第9条関係)

国際交流団体等活動活性化事業補助金実績報告書

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 佐藤 禎一 殿

団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった国際交流団体等活動活性化事業補助金の事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金精算額 金 円

3 事業の内容

(1) 趣旨・目的

.....
.....

(2)事業の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(3)事業の参加人員 人

第5号様式(第10条関係)

国際交流団体等活動活性化事業補助金の額の確定通知書

第 号
平成 年 月 日

申請者 住 所
団体名
代表者名

殿

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 佐藤 禎一 印

平成 年 月 日付けで実績報告のあった、平成 年 月 日付け 第
号による交付決定通知に係る補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|----------------|---|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定・支払額 | 金 | 円 |

第6号様式(第12条関係)

国際交流団体等活動活性化事業補助金交付請求書

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 佐藤 禎一 殿

団体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった国際交流団体等活動活性化事業補助金を交付するよう請求します。

記

補助金確定額 金 円

補助金請求額 金 円

補助金振込先

口座名義

金融機関及び支店名

口座種別 (普通・当座)

番 号 No.

